

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令案 新旧対照表

○ 東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十三年環境省令第八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（この省令の失効）</p> <p>第二条 この省令は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>（この省令の失効）</p> <p>第二条 この省令は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>